一　地域再生計画の作成主体の名称　静岡県及び静岡市
二　地域再生計画の名称　静岡市いきいき交流まちづくり計画（第二期）
三　地域再生計画の区域の範囲　静岡市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百三十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年四月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛知県及び岡崎市並びに愛知県額田郡幸田町
二　地域再生計画の名称　岡崎都市圏／危機管理能力高度化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　岡崎市及び愛知県額田郡幸田町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百三十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年四月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　静岡県及び静岡市
二　地域再生計画の名称　静岡市いきいき交流まちづくり計画（第二期）
三　地域再生計画の区域の範囲　静岡市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百三十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年四月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛知県及び岡崎市並びに愛知県額田郡幸田町
二　地域再生計画の名称　岡崎都市圏／危機管理能力高度化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　岡崎市及び愛知県額田郡幸田町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百三十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年四月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　新城市並びに愛知県北設楽郡設楽町、東栄町及び豊根村
二　地域再生計画の名称　水と緑と豊かな自然が活きる奥三河活性化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　新城市並びに愛知県北設楽郡設楽町、東栄町及び豊根村の全域並びに豊田市の区域の一部（旧稲武町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第九十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年四月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　豊橋市
二　地域再生計画の名称　ほたるの飛び交う故郷の再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　豊橋市の区域の一部（神ヶ谷・神郷及び嵩山地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百八十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年四月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　三重県、津市及び松阪市
二　地域再生計画の名称　新「みえの地物が一番！」地産地消運動による地域活力向上計画
三　地域再生計画の区域の範囲　津市及び松阪市並びに三重県多気郡多気町、明和町及び大台町、度会郡度会町、大紀町及び南伊勢町並びに北牟婁郡紀北町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百八十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年四月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　三重県及び三重県南牟婁郡紀宝町
二　地域再生計画の名称　道路網整備による元気なまちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　三重県南牟婁郡紀宝町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第九十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年四月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　三重県多気郡明和町
二　地域再生計画の名称　歴史・文化と自然が輝き、快適で心豊かな『和』のまちづくり再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　三重県多気郡明和町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百五十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年四月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　兵庫県並びに兵庫県多可郡多可町及び神崎郡神河町
二　地域再生計画の名称　水と緑が生きる心うるおう郷づくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　兵庫県多可郡多可町及び神崎郡神河町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第百八十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年四月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　兵庫県及び兵庫県美方郡新温泉町
二　地域再生計画の名称　海・山・温泉　人が輝く、夢と温もりの郷計画
三　地域再生計画の区域の範囲　兵庫県美方郡新温泉町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）